

「府市一元化条例で漸進的に」発言に反論する

写真は毎日新聞 1 月 29 日朝刊「オピニオン」。大都市制度を考えるが論点であり、辻塚也・一橋大教授、赤井伸郎・大阪大教授、林文子・横浜市長の 3 氏が発言。なかでも赤井伸郎氏の表題発言に注目したので、抜粋して紹介しよう。

「大阪都構想」は否決されたが、次の一手として方針を変更するのは、民主主義として論理矛盾にはならない。市民の支持があれば、権限配分の微修正である「条例化」やそのための「総合区」の議論を進めてもおかしいことではない。

条例化は都構想のように、大阪市の権限を一度に大阪府と特別区に完全に分割するものではなく、時間をかけて、市民の理解が得られるようなテーマから少しずつ一元化していくステップの始まりを意味する。都構想が実現すれば、独立した自治体となる特別区の間で、財政調整を巡ってあつれきが生じる懸念があった。総合区の場合は、対立が生じないという安心感はある。

特別自治市が大阪に合うか不透明だ。大阪の場合は一元化条例のように府と市が協力して、調整するシステムが望ましいのではないか。

赤井氏は長年にわたり大阪市・大阪府特別顧問を務めている。発言を一読して、特別顧問らしく、大阪維新の会や大阪府・市にしっかり寄り添っていると感じた。特別顧問としてだけでなく、研究者としての姿勢も問いたい。発言のなかで、とくに問題に思うことを 2 点だけ指摘しておきたい。

第 1 に、コロナ禍で強行された住民投票の結果をどう評価するかである。「大都市法」により実施された住民投票で、大阪市廃止・特別区設置が再び否決されたことの意味は大きなものがある。たとえ僅差であっても、大阪市は政令指定都市としての存続が決まった。大阪市民の「民意」を勝手に解釈して、住民投票のあと即座に次の一手として、方針を修正するのは、民主主義として論理矛盾になるのではないか。現在は「制度いじり」よりも、コロナ対策や持続可能なまちづくりに集中すべきではないのか。

第 2 に、府市一体や府市一元化の前に、大阪市と大阪府という、基礎・広域の自治体としての役割を果たすことが先決ではないか。そのうえで、府と市が協力連携して施策を展開していくことが求められる。権限配分の微修正である「条例化」というが、都市計画権限などの大阪府への一元化は大都市制度を根本から変更するものであり、大阪市の骨抜きにするのではないか。一元化していくステップの始まりを意味するというが、だからこそ議会での拙速な審議、決定は避けるべきであろう。

(2021 年 1 月 30 日)

